

社会復帰促進等事業費(労災保険法第29条各号別)の予算現額の推移(過去5年間)

参考7

(単位:億円)

	平成28年度 予算現額	平成29年度 予算現額	平成30年度 予算現額	令和元年度 予算現額	令和2年度 予算現額
I 社会復帰促進事業	249	265	232	234	(255) 251
うち 主な事業(抜粋)	独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費			132	147
	特殊疾病アフターケア実施費			38	38
	義肢等補装具支給経費			30	35
II 被災労働者等援護事業	(94) 91	103	104	88	86
うち 主な事業(抜粋)	労災診療被災労働者援護事業補助事業費			31	30
	労災就学等援護経費			27	27
III 安全衛生確保事業	(325) 325	348	430	541	(646) 568
うち 主な事業(抜粋)	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し			113	(138) 132
	未払賃金立替払事務実施費			70	(106) 79
	産業医学振興経費			57	63
計	(668) 664	715	766	863	(988) 906
決算額	607	642	662	802	—

※1 (独)労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)への交付金については、Iに含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。

※3 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

※4 上段括弧書きは補正後予算現額(平成28年度:第2次補正後予算現額、令和2年度:第2次補正後予算現額)である。

※5 令和元年度決算額は見込額である。

※6 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
2. 3(略)